

第1問 答案用紙 <1>

(監査論)

問題1

関連法令基準等

[監基報200:3, A15]

下線の独立性は、監査人が他の者からの不当な影響を受けることなく監査意見を形成するとともに、誠実に行動し、客観性と職業的懐疑心を保持することを可能とし、監査によって財務諸表の信頼性が高められるために求められる。

問題2

関連法令基準等

[品基報1:29, 34(1)①, ②, (2)]

①監査事務所、専門要員、当該監査事務所が所属するネットワーク、当該ネットワークに属する他の事務所、外部の業務提供者等による独立性の保持を品質目標として設定することが求められる。

②独立性の保持に対する脅威を識別して評価し、それに対処するための方針又は手続を定めることが求められる。

③独立性を侵害する事項を発見し、対処するための方針又は手続を定めることが求められる。

④専門要員の独立性が適切に保持されていることを確かめることが求められる。

↙動画は↓をクリック／



第1問 答案用紙 <2>
(監査論)

問題3

関連法令基準等

[監基報700:21,A20,28(3),A34]

場所又は区分：表題

内容：独立監査人の報告書であることを明瞭に示す「独立監査人の監査報告書」の表題が記載される。

理由：独立性についての我が国における職業倫理に関する規定の全てを満たすことを表明し、独立監査人以外の者が発行する報告書と区別するためである。

場所又は区分：監査意見の根拠区分

内容：我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨が記載される。

理由：監査の基礎として重要であり、また、利用者の関心が高まっている職業倫理に関する規定の遵守を明示し、監査の透明性の向上に資するためである。

場所又は区分：監査報告書の末尾のその他の事項区分

内容：被監査会社と利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその内容が記載される。

理由：監査人の独立性を強調することにより、監査に対する社会的信頼を確保するためである。

問題4

期待される効果① 同一の被監査会社の監査証明業務を長期継続的に担当することから生じる被監査会社との癒着や馴れ合いにより監査人の独立性が阻害される可能性や監査業務の品質が低下する可能性を低める効果が期待される。

期待される効果② 交代を機会に監査に新しい視点が導入されることにより、監査が過度にルーティン化することなく、また、過去の経験に過度に依拠することなく、その有効性を確保して実施される効果が期待される。

監査実務上の弊害：監査人の知識・経験の蓄積が中断されることで、重要な虚偽表示リスクが必ずしも企業及び企業環境に対する十分な理解に基づいた適切な水準に評価されない結果、リスクの高い領域に十分な資源が充てられずに監査の有効性が損なわれる一方でリスクの低い領域に必要以上の資源が充てられて監査の効率性が損なわれることで却って監査業務の品質が低下する弊害がある。

この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

第2問 答案用紙 <1>

(監査論)

問題1

関連法令基準等

[監基報600:A51]

- ①今年度上期に買収したC社という新しく買収された企業
- ②財務数値として示されるP社グループ各社の総資産や売上高等の規模
- ③B社で昨年度の財務諸表監査において発見された内部統制の重要な不備
- ④P社とA社の人事費計算業務のD社への集約化の程度及びその方法

問題2

関連法令基準等

[監基報320:8, A3, 600:35]

- ①グループ財務諸表から指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用することにより、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値を決定する。
- ②合算リスクに対応するために、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値より低い金額として、グループ・レベルの手続実施上の重要性を決定する。
- ③合算リスクに対応するために、グループ・レベルの手続実施上の重要性より低い金額として、構成単位の手續実施上の重要性を決定する。

問題3

関連法令基準等

[監基報600:A57]

- ①監査人Zは、現地の監査人であることから、海外に所在するC社に関する監査証拠が異なる言語で記載されているかどうか、及び監査人αが利用するため翻訳が必要かどうかについて考慮すると想定される。
- ②監査人Zは、いずれのネットワーク・ファームにも所属していないことから、監査人Zに、監査人αへの監査調書の共有を含む、監査人αとのコミュニケーションに関して制約が課されていないかについて考慮すると想定される。

第2問 答案用紙 <2>
(監査論)

問題4

問1

関連法令基準等

[監基報600:35, 450:A2~A3]

監査人 α は、P社グループのグループ財務諸表全体としての重要性の基準値を踏まえて、グループ財務諸表に重要な影響を与えないことが明らかであると想定されるため集計する必要がないと判断する虚偽表示の金額を「明らかに僅少」な額として定める。そのうえで、その額を超えない金額として、監査人XがA社の財務情報に対して実施した監査の過程で識別した虚偽表示について、監査人Xとコミュニケーションを行う金額の基準値を決定する。

問2

関連法令基準等

[監基報600:A145]

監査人 α は、修正済みの虚偽表示から、広範囲に影響を及ぼす内部統制の不備が存在するかもしれないと考える場合があり、また、修正済みのものを含め虚偽表示の件数が予想より多いことが未発見の虚偽表示リスクがより高いことを示唆し、追加的な監査手続の実施が必要であるという結論に至る場合がある。そのため、修正済みであってもコミュニケーションを行うことを要請される。

問題5

問1

関連法令基準等

[監基報600:A157]

グループ財務諸表に対する監査意見に係る責任は、グループ監査責任者が単独で負い、構成単位の監査人と分担されない。にもかかわらず、構成単位の監査人の利用について言及した場合、監査意見に係る責任が構成単位の監査人との間で分担されているかのような利用者の誤解を招き、グループ監査責任者の責任が不明瞭となるおそれがある。そのため、言及してはならないとされる。

問2

関連法令基準等

[監基報600:53, A158]

監査人 α が限定付適正意見を表明することとなった理由は、監査人Yが要請された作業を完了できず、B社の財務情報に関して十分かつ適切な監査証拠を入手できなかつたことにあり、監査人 α として意見表明責任を全うするためには、意見の根拠の区分でこのことに言及することが適切である。ただし、監査人 α が監査人Yの利用について言及することで、監査意見に係る責任分担があるかのような利用者の誤解を招き、監査人 α の責任が不明瞭となることのないように、当該言及が監査人 α の監査意見に対する責任を軽減しない旨を併せて記載することを前提として、言及することが認められるものと考える。